

日本立憲政党中央新聞の三年七カ月

— 関西随一と評された政論新聞の生涯 —

岡 満 男

- 一 その誕生
- 二 自由民権運動と大阪
- 三 政党機関紙としての本領
- 四 弾圧強化と政党退潮の影響
- 五 報道新聞への対処
- 六 その終焉

一 その誕生

一八八二（明治一五）年二月一日、大阪に「日本立憲政党中央新聞」が生まれた。大阪をはじめ近畿各地在住の自由民権運動家有志によって、前年一〇月に結成された日本立憲政党中央の機関紙である。板垣退助の自由党機関紙「自由新聞」の創刊（六月二五日）よりも五カ月ほど早く、いわばわが国最初の政党機関紙であった。東京では、それからちょうど一カ月後に、不偏不党を唱える福沢諭吉の「時事新報」が創刊している。

社長は自由党副総理から立憲政党中央総理に推された中島信行がみずから兼職し、主幹（監事）には、旧「大坂日報」社

日本立憲政党中央新聞の三年七カ月

長の古沢滋が就任した。中島は、一八八〇（明治一三）年、太政官政府の元老院議員という要職をすてて自由党結党の動きに身を投じた人物であり、古沢は、一八七四（明治七）年の民撰議院設立建白書起草以来、民権派の論客として活躍してきた人物である。ともに板垣と同じ高知県出身で、中島は三六歳、古沢は一つ年下の三五歳であった。政論新聞の看板である論説陣には、古沢をはじめ小室信介、岡崎高厚、城山静一のほか、少しおかれて永田一二、土居通豫、草間時福、河津祐之ら自由民権運動の理論家に加わった。また会計監督に沢辺正修が就任し、田口謙吉が編集を統轄して、雑報を取材する外勤記者の指揮にあたった。

しかし、新聞の創刊は、はじめから順調に運んだわけではなかった。第一、結党後まもない民権政党内、そんな資金の余裕などあるはずがなかった。そこで、自由民権運動に深い関心を寄せる奈良県吉野郡川上村の豪農・土倉庄三郎を社長の中島がたずね、その経済的助力をえて、ようやく発刊にこぎつけたのであった。その後、三月一日に開かれた党の総会で、九三人の党員がそれぞれ一株（一〇円）以上出資して運営することを申し合わせた。だが、資金はなかなか予期どおり集まらず、終始財政的な苦しさから脱却できなかったようである。

さて、発刊した「日本立憲政新聞」のていさいは、今日の新聞に近い縦五六センチ、横四一センチの大きさの、四ページ建であった。第一面は右横書の題字の下に日付と号数を入れ、その下四段に政府、府県の公布記事と社説を配し、第二面、第三面それぞれ五段に雑報をならべた。また第四面には、五段の広告欄を設けた。講読料は一部三銭、一ヵ月六〇銭で、一八七九（明治一二）年一月二五日に「小新聞」として創刊し、当時報道主義で人気を集めていた「朝日新聞」の一部一銭三厘、一ヵ月二五銭にくらべると、実に二倍を越えた。もっとも、「朝日新聞」のほうは縦三五センチ横二六センチという小型版だったから、ニュースを収容するスペースが、はるかにせまかった。ともあれ、古沢らは発行部数の目標を五〇〇〇部に置き、さしあたり二月一日の創刊号は四〇〇〇部あまり発行した。

創刊号の社説「立憲政新聞ヲ紹介スルノ文」は、新聞創刊の意義を広く読者に訴えたもので、そのよりどころであ

る立憲政党の結党理由と主張をつぎのようにのべている。

立憲政党トハ何ゾヤ、国家ノ憲法ヲ立テ上 一人ヲ奉ジテ下モ万人ト俱ニ天下ノ正ヲ行ハント欲スルノ党ナリ、曷為ソノ之ヲ政党ト称スルヤ、私党僞朋ニ別ツ所以ンナリ、曷為ソノ党ヲ立ルヲ要スルヤ、天下ノ事ハ固リ一人一個ノ力ヲ以テ能ク之ヲ成ス事ヲ得ズ、必ラズ衆心以テ城トナシ衆力以テ兵トナシ輿論公議ヲシテ天下ノ事ヲ制セシメザル可ラザレバナリ、夫レ国家ノ憲法ヲ立テ上 一人ヲ奉ジテ下モ万人ト俱ニ天下ノ正ヲ行ハント欲スル者ハ我日本帝国臣民ノ心ニシテ其由テ来ル所ロモ亦タ已ニ久シトス、……皇上即位ノ初ニ於テ宣ベサセ給ヒタル空前絶後ノ御誓ニ曰ク

一 広ク会議ヲ興シ万機公論ニ決ス可シ

一 上下心ヲ一ニシ盛ニ経綸ヲ行フ可シ

一 官武ニ途庶民ニ至迄各々其志ヲ遂ゲ人心ヲシテ倦マザラシメン事ヲ要ス

一 旧来ノ陋習ヲ破リ天地ノ公道ニ基ク可シ

一 智識ヲ世界ニ求メ大ニ皇基ヲ振起ス可シ

我国未曾有ノ変革ヲ為サントシ 朕躬ヲ以テ衆ニ先ンジ天地神明ニ誓ヒ大ニ斯ノ国是ヲ定メ万民保全ノ道ヲ立ントス、衆モ亦タ此ノ旨趣ニ基キ協心努力セヨ

……遂ニ昨年十月十二日ニ於テ更ニ 勅ヲ発シテ立憲政体ヲ立テント欲シ給フノ宸旨ヲ申シ給ヒ「将ニ明治二十三年ヲ期シテ議員ヲ召シ国会ヲ開キ朕ガ初志ヲ成サントス云々」ヲ以テ天下有衆ニ諭シ給ヒタリ、……故ニ我立憲政党ノ大意ニ曰ク

一 我党ハ明治元年三月五条ノ御誓ヲ奉体シ明治八年四月詔書「国家立憲ノ政体ヲ立テ汝衆庶ト俱ニ其慶ニ頼ラント欲ス、其レ能ク朕ガ旨ヲ体シテ翼賛スル所ロアレ」トノ宸旨ヲ対揚シ奉リ以テ皇室ノ尊榮光寵ヲ増シ國人ノ

日本立憲政党新聞の三年七カ月

日本立憲政黨新聞の三年七カ月

権理福祉ヲ進ルヲ以テ志トス

一 斯ノ志ヲ同ウスル者ヲ我が立憲政黨トナス

一 我党ハ汎ク斯志ヲ同ウスル者ヨリ組織スル所ノ公党ニシテ政治ニ関スル事項ヲ講談論議スルガ為メニ結社シタル者ニアラズ、故ニ我党ノ志ヲ達スルガ為メニ将来ニ於テ結社若クハ其他ノ方法ヲ要スルトキハ別ニ規則ヲ定メ國法ニ遵フテ之ヲ為ス可シ

即チ我党ハ実ニ 皇上ノ御誓ヲ以テ經トナシ天理民彝ヲ以テ緯トナシテ之ヲ組織シ而テ「其レ能ク朕ガ旨ヲ体シテ翼賛スル所アレ」ト辱ケナクモ特ニ吾人臣民ヲ奨励シ給ヒタルノ宸旨ヲ奉ジテ起リタル者ナリ

社説は、さらに薩長閥の色が濃く、有司専制の太政官政府を批判し、「吾人が我党ノ新聞ヲ発行シ我党ノ志ヲ明ニシテ我同胞三千五百有余万ノ至衷ニ訴ヘ以テ之ヲ成サント欲ス豈ニ誠ニ已ムヲ得ン哉、嗚呼 皇室ノ忠臣ヨ帝國ノ義士ヨ此ノ新聞至ルノ曰皆ナ来テ我党ノ志ヲ助ケヨ、豈ニ啻ニ我党ノ幸ノミナラン乃チ我日本帝國ノ君民俱ニ頼ルノ慶ナリ」と最後を結んでいる。この社説で明らかにされているように、立憲政黨は明治天皇の五カ条のご誓文と一八七五（明治八）年の詔書に示されたところにしたがって、立憲政体を確立し、国会開設をめざす政黨であった。この点、のちに

「勤王民権党」などと評されているが、そのような立場は、ひとり立憲政黨にかぎらなかつた。たとえは、自由党機關紙「自由新聞」も、一八八二（明治一五）年六月二五日の社説「自由新聞発行ノ旨意」の中で「踐祚ノ首メ五カ条ノ誓文ヲ立テ次デ立憲ノ詔ヲ發シ衆庶ト俱ニ其慶ニ頼ラントスルノ英斷ヲ垂レ賜ヒ天下ノ輿論ハ水ノ卑ニ就キ火ノ原ヲ燎クガ如ク……」とのべている。むしろ五カ条のご誓文と立憲政体確立の詔書こそは、当時のすべての自由民権運動家たちにとって、その運動を推し進めるためのよりどころだったといふべきである。この意味からすれば、自由党をはじめ多くの民権政黨は、中央・地方のいづれを問わず、「勤王民権党」であつた。また「立憲政黨ノ大意」の中で、立憲政黨が政治に関する事項を講談論議するための結社でなく、志を同じくする者による公党であることを強調しているのは、結

社の場合、一八八〇（明治一三）年四月五日布告の集会条例による取締りの対象とされたからである。

さらに、創刊の二月一日から数日間、第四面の最上段につきのような社告をのせた。

社会ノ耳目タリ輿論ノ媒介タル新聞紙ノ本文ヲ尺サシガ為メ本紙勉メテ世間有志者諸君ノ時事ニ関スル論説ヲ掲載セント欲ス、請フ諸君続々諸君ノ高論卓説ヲ投寄スルヲ齊マザレ 謹白

読者からの時事に関する投稿を歓迎するという社告である。今日流のいかたをすれば、読者の紙面参加といえよう。だが、当時の投稿は、今日の新聞に見られる読者の投書とは、だいぶおもしろさを異にするものであった。なにぶん新聞社じたいが今日のような大世帯ではなかった。「日本立憲政黨新聞」の場合も例外ではなく、ごく少人数であった。だから、読者からの投稿は、それを補うのに役立ったが、それ以上に政黨機關紙として読者との連帯をひろげ強める役割をはたす点に意味があった。投稿が寄せられると、第三面の最下段に寄書欄を設け「説ノ可否信偽ハ編者其ノ責ニ任ゼズ」と付して掲載した。長い投稿は連載の形をとった。

翌二月二日は、社説「天下ノ綱紀ヲ立テ社会ノ秩序ヲ整ヘヨ」で、「藩閥政治若クハ寡人政府有司專制等ノ語ノ翻々トシテ政治社会ノ間ニ慣用セラルルニ至リタル今日ノ情況」を論じて「試ニ看ヨ、近時東京大阪等ニテ其大ナル工業若クハ商業ノ利ヲ占ムル者ハ薩長土ノ人ニアラザレバ則チ必ラス薩長頭官ノ門下生ナリ」ときびしい筆の運びで藩閥体制を非難し、立憲政体確立の急務を説いた。では立憲政体とはどんな政治体制なのだろうか、まだ多くの読者はろくに知識を持ち合わせていなかったといつてよい。そこで、読者の疑問に答えるため、三日から八回にわたって社説「立憲政体ノ正解」を連載し、立憲政黨のめざす立憲政体が他のどの政治体制よりも近代的であり、すぐれている点をくわしく論説した。その一方で、商都の新聞にふさわしく、米相場、株式、商況、物価などを伝える二ページの付録を二日から発行して、読者の便利をはかった。

このように、志堅く、意気さかんに出発した「日本立憲政黨新聞」ではあったが、一八八五（明治一八）年八月三〇

日本立憲政黨新聞の三年七ヵ月

日本立憲政黨新聞の三年七カ月

日の第九四七号を最後に看板をおろした。わずか三年七カ月の生命であった。この間、前後六回延べ一六〇余日にわたる発行停止処分を受け、また編集署名人が罰金、禁錮の罪に問われること二三件におよんだ。もともと、三年七カ月はたえずきびしい風雪にさらされ続けた民権新聞にとって、必ずしも短命だったとはいえない。おくれて創刊した「自由新聞」は、ひとあし早く、その年一月にすでに姿を消していた。休刊の期間をふくめても、二年半にぎなかった。

- (1) 当時の新聞の購読料は、政論を生命とする「大新聞」が、雑報と娯楽中心の「小新聞」よりも一般に高かった。参考までに東京の「大新聞」の購読料をあげると「東京日日新聞」一部四錢一カ月八五錢、「郵便報知新聞」一部四錢一カ月八三錢、「東京横浜毎日新聞」一部三錢一カ月六〇錢、「自由新聞」一部三錢一カ月六五錢であった。
- (2) 『大阪百年史』（一九六八年・大阪府）七九五ページ

二 自由民権運動と大阪

では、わが国最初の政黨機關紙という性格をはっきりうち出した民権派新聞が、なぜ大阪に生まれたのだろうか。政府に抵抗する民権派新聞を生み育てるのに適した土壌が、とりわけ大阪に存在したのだろうか。それに答えるためには、少しさかのぼって自由民権運動と大阪とのかわりをながめてみる必要がある。

一八七三（明治六）年一〇一九日、政府は新聞紙發行条目一八カ条を布告して、反政府言論の取締りにのり出した。「国体ヲ誹リ国律ヲ議シ及ビ外法ヲ主張宣説シテ国法ノ妨害ヲ生ゼシムルヲ禁ズ」（第一〇条）「政事法律等ヲ記載スルコトニ付妄ニ批評ヲ加フル事ヲ禁ズ」（第一条）「凡記載ノ事件ニ付疑問スベキ事アル時ハ編輯者弁解ノ責ニ任ズベシ」（第七条）といった内容であった。政府のやりかたに真正面から批判の筆を加えられなくなったばかりか、政府がわからなにか問いただされたときに、弁明しただけで編集署名人は罰せられることになった。維新後発足した太政官政府は、いっこうに藩閥色を消さぬどころか、かえって年とともにますますその色をつのらせた。そのうえ、専制

の色さえ濃くするしまつであつた。藩閥、専制を不快に思い、反対の考えをいだけ識者のあいだに、しだいに自由民権思想があたまをもたげ、ひろがったのも、また当然のなりゆきといえる。だから、言論取締りの強化は、明らかに自由民権思想の言論活動に向けられたものであり、識者の目からすれば、いよいよ政府の姿を専制的に映じさせるものであつた。『自由党史』は当時の状況を「斯くの如く言論機関の鉗束せらるるありと雖も、識者間に在ては、民権思想は猶ほ春風に萌生する緑草の如く、一犁の膏雨を経る毎に簇生し来り、……有司専制の恐るべきものなることを、深く國民の脳裏に印象するに至り、今や將さに先覚者の一挙手を待つて、直ちに龐然たる勢力を結成せんとする機会に臨めり」とのべている。

こうした動きの中で、年を越えた一八七四（明治七）年一月一七日、江藤新平、板垣退助、後藤象二郎、副島種臣、古沢滋、岡本健三郎、小室信夫、由利公正の八人連署の「民撰議院設立の建白書」が政府に提出された。板垣をはじめ後藤、江藤、副島の四人は、いずれも前年西郷隆盛の征韓論を支持して敗れ、太政官政府の参議を退いた人々であり、由利は一八七二（明治五）年まで東京府知事をつとめ、岡本は大蔵大丞の地位にあつた人物である。また古沢と小室は一八七〇（明治三）年からイギリスに渡り、その議会制度をしたしく見聞して、前年に帰国したばかりの、いわゆる新知識であつた。古沢と小室は板垣らと會つて、イギリスでえた知識を語り、議会制度確立の急務を情熱的に説いた。これが建白書提出の直接の動機となつたものとみられる。建白書の文案は、古沢が起草した。建白書は「夫れ人民政府に對して租税を払ふの義務ある者は乃其政府の事与知可否するの権理を有す」とし、「我民不学無智、未だ開明の域に進まず」を理由に議會制度尚早論を唱えるのは、まるで「百年河清を待つる類なり」と断じた。そして、議會制度を確立して「天下の事に与らしむる事」こそ、かえつて「人民をして学且智に、而して急に開明の域に進ましむるの道なり」とのべている。そこには、古沢、小室らのイギリスでの見聞が大いに生かされているとみてよいだろう。

一方、板垣、江藤、後藤、副島らは、民権論の普及と同志の結合をはかるため、一月一二日、愛国公党を東京で旗上

げした。わが国最初の政黨であつた。しかし、旗上げてまもない時期に、愛國公黨にとってはまったく致命的ともいえる事件があいついで起こつた。一つは、東京・赤坂で右大臣・岩倉具視が高知県出身の刺客に襲われた事件であり、政府の愛國公黨の動きに向ける目は、きびしさを加えた。いま一つは、佐賀県で政府に不満をいだく士族たちの活動が活発になり、ついに暴動に發展したことである。同志の一人、江藤は説得して鎮撫するため、さっそく佐賀県におもむいたが、逆に暴動の首魁と目されて捕えられ、斬罪に処せられた。江藤の悲運ともいふべき死は、そのまま愛國公黨の崩壊につながつた。とはいつても、元參議以下連署の顔ぶれをそろえた「民撰議院設立の建白書」の報が伝わると、自由民権思想をいだけ人々のあいだには「正に是、百道の奔雷、一時に黒雲を劈いて轟吼するが如く」⁽²⁾迎えられ、たいへんな勇気づけとなつたようである。解散して、それぞれ帰郷した旧愛國公黨の黨員を中心に、高知県の立志社をはじめ地方政社があいついで各地に誕生し、自由民権運動の母体を形成したのであつた。

こうして各地に根をおろした地方政社の連絡と團結をめざして、一八七五（明治八）年二月二日、大阪に同志が集まり、愛國社を結成した。ここで、はじめて自由民権運動の舞台として大阪がかかわりをもつたわけである。その理由は、一つには愛國社結成の中心勢力である高知県の立志社が、政治活動に必要な資金調達のため商局を設け、大阪の商人と特産物の取引をしていた關係からだとみられる。つまり商人たちからの運動資金がえやすいだろうという期待であつた。だが、それ以上に、きびしさを加えた政府の圧力と監視からのがれて自由民権運動を推進するには、権力の中核の地東京からへだたつた大阪のほうが地の利をえていたことが大きな理由としてあげられるだろう。しかも、愛國社結成に参加したのは、多くが近畿から中国、四国、九州各地の地方政社の人々であり、地理的にも大阪がいちばん集まりやすかつた点を見おとせない。

ところが、愛國社は誕生後間もなくから資金にこと欠くしまつて、結局ろくに活動もできないまま自然解散の形となつてしまつた。そのあとを追いかけるように、政府は、六月二八日、讒謗律ならびに新聞紙条例を布告した。その内容

は、「東京曙新聞」の末広鉄腸が「新聞条例にあらざりて新聞罰則なり」といったように、さきの新聞紙発行条目とすら同日に論ずることのできぬ言論活動取締りの強化であった。しかし、きびしい波風を受けながら、一八七八（明治一）年にいたって、九月一日からふたたび大阪で愛国社再興大会が開かれた。大会は「互に研究協議し、以て各自主の権利を伸張」することを通じて「我帝国をして欧米各国と対峙屹立せしめんと欲する」との合議書を定め、本社を大阪・土佐堀に置くことをきめた。ついで翌一八七九（明治一二）年三月に第二回大会、一月に第三回大会をいづれも大阪で開いたが、回をかさねるにつれて、代表を大会に送る地方政社の数はふえていった。一八八〇（明治一三）年三月一五日から大阪・太融寺で開かれた第四回大会には、二四府県の政社代表一四人が集まるといふ盛況だったが、政府が政社取締りのため集会条例を準備しているとの情報伝わり、愛国社を發展的に解消して国会期成同盟を発足させた。一方、集会条例は、四月五日に布告され、政社の組織的な活動の非合法化が進められた。国会期成同盟は、二四府県八万七千人の総代九七人の名をつらねて、国会開設の請願を行なったが、政府は受けつけなかった。国会開設をめざす道を八方ふさがれたかっこうの期成同盟の人々は、その年一二月にかけて東京に会合し、政党結成を決議して「自由党結成の盟約」をかわした。

こうしたおりに、新聞の暴露によって、政府が痛撃を浴びせられる問題が生じた。一八八一（明治一四）年夏「東京横浜毎日新聞」のスクープで口火を切った北海道開拓使官有物払下げ問題である。政府は、一八七二（明治五）年以来一〇年間にわたって、北海道の開拓事業に一四〇〇万円を投入してきた。その利権をそっくり、鹿児島出身の五代友厚、元山口県令の中野梧一ら大阪の豪商が設立を計画する関西貿易商会の事業に、わずか三〇万円、しかも無利息三〇年賦という条件で払下げようというのである。政府の態度は、薩長閥という性格をあまりにも露骨に示したものであった。新聞は、いっせいに政府攻撃の論陣をはった。それまで政府に近く「半官報」の評判さえあった「東京日日新聞」までが、攻撃の論陣に加わった。

政府は窮地にたつた。ただでさえ国会開設をせまる自由民権運動が高まり、ひろがりを見せ、政府は苦しい立場に追いこまれていた。そこに加えて、払下げ問題をめぐつての、新聞のはげしい攻撃である。これまで万事強気に進めてきた政府も、攻撃にたいして防戦の構えをとらざるをえなくなった。ついに局面は一変した。一〇月二日「明治二三年ヲ期シ議員ヲ召シ国会ヲ開キ以テ朕ガ初志ヲ成サントス」との詔書とともに、政府は北海道開拓使官有物払下げの許可を撤回した。同時に政府内部で払下げに反対した大隈重信は参議を解任された。これは、明らかに政府の窮地打開策であった。一方で払下げ問題をめぐる攻撃の火を消しながら、他方で詔書によって自由民権運動の目標を奪い、民権派を孤立化させようとする意図があつたことが十分うかがわれる。

しかし、詔書は、高まる自由民権運動を孤立化させるどころか、かえって一步前進して政黨結成に發展する動きを活発にさせた。大阪では、すでにその一ヵ月ほど前、古沢滋、小島忠里、土居通豫、草間時福らが道頓堀・戎座に集まつて政談演説会を開き、近畿自由党を結党した。近畿自由党結党の決議の一カ条には、政黨新聞の発行がうたわれており、政黨機関紙発行の意図は、このときすでに現われている。東京では、さきに「自由党結成の盟約」をかわした人々が、一〇月一八日から浅草・井生村樓に集まり、板垣を中心に連日会議のすえ、二九日に自由党を結党した。自由党結党は、大阪の近畿自由党に多少の波紋を与えた。自由の拡充をはかり、立憲政体の確立を期する点では、どちらもまったく志を一つにする政黨であつた。だから、自由党に全面的に参加して地方支部となるか、それとも別個の政黨として別働隊の役割をはたすか、の問題を生じた。結局、後者の立場を選ぶことになり、いったん近畿自由党を解散して看板をあげたのが日本立憲政黨である。ついで、翌一八八二（明治一五）年三月にはいると、政黨の誕生があいついだ。まず九日、九州各地の民権派の人々が熊本に集まり、九州改進黨を發足させ、一四日には、東京で大隈を中心とする立憲改進黨が生まれた。これらの諸政黨は、いずれも政府の藩閥、専制に反対し、民権伸張の立場にたつていたので、民党とよばれた。

このような動きに対抗して、「東京日日新聞」の福地桜痴は、「東洋新報」の水野寅次郎「明治日報」の丸山作楽ら、いわゆる官権派新聞人によびかけて、三月一八日、立憲帝政党を結党した。綱領を見ても、言論活動について「国安及び秩序に妨害なき集会言論は公衆の自由なり、演説新聞著書はその法律の範圍内に於て之を自由ならしむるを要す」とかかげるなど、だいたい政府の姿勢に沿った主張であった。民党にたいして、政府党とよばれたのも当然といえるだろう。

いずれにしても、政党のあいつぐ誕生は、新聞界に大きな影響を与えた。とりわけ、東京とともに、西日本の自由民権運動の中心舞台だった大阪の新聞は、大きく地図をぬりかえたといつてよい。新聞界は、政党新聞の時代を迎えたのであった。

注

- (1) 『自由党史』（岩波文庫）上・八三ページ
- (2) 前掲書八三ページ
- (3) 拙著『近代日本新聞小史』（一九六九年・ミネルヴァ書房）二九ページ
- (4) 近畿自由党は将来全国の主義を同じくする者と同盟を結ぶことを約し、山城、大和、河内、和泉、摂津、紀伊、丹後、丹波、但馬、播磨、美作の人々で結成した。『毎日新聞百年史』（一九七二年・毎日新聞社）三九ページ参照

三 政党機関紙としての本領

政党新聞時代を迎える前の大阪では、いわゆる政論新聞の「大阪日報」「大阪新報」の二紙と、小新聞から出発した「朝日新聞」が人気を集めていた。その中で、いちばん創刊が早かったのは「大阪日報」で、徳島県権大参事を退き、大阪に移って堂島米市場で巨財を築いた西川甫が出資し、判事を退官した平野萬里が社長に就任して、一八七六（明治九）年二月二〇日発刊した。ところが、一年ほどして起こった西南戦争で読者が急増すると、その利益の分配を

めぐって、西川と平野の意見が衝突し、平野は退社してしまった。平野は、五代友厚のあつせんで、新たに大阪の豪商・鴻池家の支援をえて、一八七七(明治一〇)年二月一日「大阪新報」を創刊した。だから「大阪新報」は、いわば「大坂日報」の内紛が生んだおとし子であった。しかし、まもなく平野が病気でたおれて退き、新聞は五代友厚の手に移った。

一方、平野が去つたあとの「大坂日報」は、しばらくして小室信介を社長に迎えた。小室信介は「民撰議院設立の建白書」に連署した一人、小室信夫の養子で、郷里の宮津で私学校・天橋義塾の創設に情熱をかけてきた人物であった。当時まだ二八歳、その社長就任は、養父が西川と親しかった関係によるものらしい。さらに、一八八〇(明治一三)年七月には、古沢滋に社長を譲り、みずからは印刷長の地位につき、古沢社長、小室印刷長のコンビで、しだいに民権派路線を強くうち出すようになった。民権派の論客、立志社の植木枝盛の「婚姻ノ早キニ過グルノ弊害ヲ論ズ」を投書の形で四回にわたって、連載したのも、そのころのことである。翌八月には、これまで西川ひとりの出資にたよっていた大坂日報社の組織を改め、西川をはじめ藤田伝三郎、中野梧一らの財界人とともに、小室信夫、古沢滋らも匿名株主として資本参加した。九月には、植木を客員に迎え、社説に筆をふるわせることになる。このような一連の動きは、もともと出資者として社主にひとしい存在だった西川にとって、たんに好ましくないどころか、にがにがしい思いさえつらせるものだったにちがいない。このことは、後年の西川の新聞にたいする態度からも、十分察せられる。日本立憲政黨の結党後、古沢らは念願の政黨新聞発行をめざして「大坂日報」の買収にのり出したが、西川ら出資者との交渉は、それほどむずかしい問題に発展せず、一方二五〇〇円で日本立憲政黨が譲り受けることで話し合いがついた。一八八一(明治一四)年二月のことであった。西川じしん、その意に反して民権派路線をひた走る新聞にはすでに興味を失い、手ばなすことになんのためらいもなかったせいだろう。それがかえって政黨機関紙「日本立憲政黨新聞」をいち早く発刊させる好条件になったのである。

ところで、「大坂日報」「大阪新報」の両紙は、北海道開拓使官有物払下げ問題をめぐって、いづれも直接のかかわりをもった。当時、五代友厚は「大阪新報」の社主であり、中野梧一は「大坂日報」の有力な出資者の一人であったことは、すでにのべたとおりである。しかし、「大阪新報」は社主の意向など最初から全く無視するかのようになり、きびしい政府攻撃の姿勢をとった。「大坂日報」にいたっては、もちろんのことである。そこに現われた藩閥、専制に向かつて、するどい攻撃を加えた。その結果、「大阪新報」は社主の五代とのあいだに内紛を生じた。内紛は福沢諭吉のあつせんで「郵便報知新聞」から加藤政之助を編集長に迎えておさまったものの、やがて加藤を中心に福沢門下が結束して社内改革を行ない、五代は社主からおりてしまった。その後、大隈重信の立憲改進黨が生まれると、その系列に加わり、民党新聞の道をつき進んだ。

こうして、自由党の別働隊・日本立憲政党的機関紙「日本立憲政党新聞」と立憲改進黨系の「大阪新報」と、二つの民党新聞があいついで大阪に生まれることになった。しかし、このような民党新聞の誕生は、大阪や東京にかぎったことではなかった。自由民権運動のひろがり示して、全国各地で一様の傾向を描いた。

政府は、これに対抗して、官権派新聞の発刊に力を入れ、立憲帝政党が発足すると、いわゆる政府党新聞の育成に資金をそそぎこんだ。創刊の日の一八八二(明治一五)年二月一日の「日本立憲政党新聞」は「大阪府にて此頃ろ高知県土族羽田(岡崎改め)恭輔氏が社長となり君権とか官権とかの主義の一大新聞を発行せらるる由」と報じている。この記事に西川甫らが登場する。さきに「大坂日報」を手ばなした西川甫らのあいだでも同様の新聞発行の計画があり、結局羽田の企てに合併して近く出願することになるだろうと記事は推測、「何にせよ政府若くは政府筋の人々までも如此く新聞を要用とせらるるに至りたるは議論の勢力を進めたるの驗にて我々は固より反対者にはあれども、此点に於ては尚ほ満足の想あるなり」と結んでいる。この官権派新聞発行の企ては、立憲帝政党が結党してからもまもない、四月四日に「大東日報」創刊⁽⁴⁾という形で具体化した。出資者は西川甫であり、社長には羽田恭輔が就任した。

四月五日の「日本立憲政新聞」は「大東日報」創刊を「兼て噂さありたる大東日報は羽田恭輔氏が社長の署名にて愈々昨四日其の第一号を発売せられたり。又た同社は本日中の島自由亭に於て開業式を張るるよしにして本社へも招状を贈られたり」とかんとんに報じただけで、紙面についての論評は加えていない。しかし、七日の雑報の中に「大阪警察本署より各警察署へ配付せらるる新聞種類は自今市中六署が郵便報知新聞東京日日新聞の二種、安治川水上警察署外郡中十二署が東京日日新聞と大東日報の二種、市郡四十二分署は大東日報の一種のみにて他は配付を禁ぜられたるよし」との記事が見えている。大阪府下の各警察署に配られる新聞は、市内六署への「郵便報知新聞」をのぞけば、いずれも立憲帝政党系の「東京日日新聞」「大東日報」だけだったということである。「日本立憲政新聞」も「大阪新報」も、民党新聞は、警察当局にとって、読むべき対象ではなく、ただただ取締りの対象であった。同時に、それは、政府党新聞の紙勢拡大に、警察当局があらさまに積極的な姿勢で協力したことを物語るものだといってよい。さらに八日と九日の寄書欄で、黒川威志という人からの投稿「大東日報ヲ読ム」を連載している。「大東日報」の創刊の辞を讀んでの意見だが、つぎのような一節でもわかるように「大東日報」の取る立場をきびしく非難したものであった。

大東日報創立ノ概旨ヲ觀ルニ頻リニ「世ノ輕躁急激ノ徒動モスレバ名ヲ自由民權ニ藉リ放恣ノ言論自ラ快ウスル」及ビ「彼ノ盧騷ノ説ヲ祖述シ輕躁空理ニ心酔スル」等ノ語ヲ列ネテ大ニ世ノ躁暴ナル政談家ノ害ヲ訴ヘ之ヲ防止セント欲スル者ノ如シ、蓋シ是レ亦タ憂フ可キ者ナラザルニハ非ズ、然レドモ此等ノ輩ハ……世ノ政談家中極メテ少ナル一部分ニシテ世ニ信用ナク勢力ナキ者ノミ、而シテ大東日報記者ハ彼ノ躁暴ナル政談家ノ害ノ外天下別ニ大ニ憂フベク大ニ惡ム可ク其ノ害毒ノ太甚シキ躁暴ナル政談家ノ比ニ非ズシテ之ヲ疫除シ之ヲ矯正スルノ一曰片時モ忽ガゼニス可ラザル者アリトハ思ハザル乎、……夫レ事ニ大小輕重アリ、物ニ本末因果アリ、徒ラニ其輕小ナルモノニ就テ專ラ之ヲ論議シ其重大ナル者ヲ顧ミザルハ記者ノ決シテ為サザル所ロナルベシ

民権派政党的の機關紙として「日本立憲政新聞」は、いわば政府の代弁者である官権派新聞の「大東日報」にたいし

て、しだいに攻撃の手を強めていく。このありさまを予期するかのようには、四月一五日の「此花新聞」は、「大東日報」の創刊を報じて「噂に違はぬお立派な新聞にて題字の大きさは我々小新聞記者もアレ早第一におったまげ申しました。サア是からが両党の腕くらべ、西シーイ立憲山、東シーイ大東川、発計余意のこった、のこった」とつづった。

ともあれ、中央の自由党・立憲改進黨対立憲帝政黨という形勢がそのまま大阪の新聞界にもちこまれて、たがいに政論にしのぎをけずることになった。だが、「日本立憲政黨新聞」は、いちばん早く発刊したとはいえ、創刊後なお日の浅い二月一七日、早くも最初の発行停止処分を受けてしまった。八回にわたって連載した社説「立憲政体ノ正解」の内容が政府を刺激し、加えて同日の社説「国人意見ノ自由」がソクラテスのことばなどを引用して「吾人ハ先天ノ理ニ原イテ国人ノ意見ノ自由ヲ限制セント欲スル者ハ皆ナ天ニ逆フノ事タルヲ明ニシ」ようと論じたのが、政府のいう「治安妨害」の言論ととられたせいである。日本立憲政黨新聞社は、かねてこのような事態が起るのにそなえて「大坂日報」を廃刊とせず、休刊の形にしていた。そこで、処分を受けると、翌日から身代わり新聞として「大坂日報」を復刊し、「日本立憲政黨新聞ノ発行停止」と「言論ノ不自由」と題する二つの論説をのせた。ところが、「大坂日報」もわずか三日間で発行停止処分を受け、のちに廃刊せざるをえない窮地に追いこまれてしまった。こうして処分が解かれる三月二九日まで、実に六週間にわたって言論活動を完全に休止せざるをえなかった。収入の道を閉ざされた経済的な苦しさも、もちろんのことだったが、なによりも政党機関紙としての機能をまったくストップせざるをえなかったのは、大きな手であった。加えて、大坂日報社以来の大阪・本町二丁目の事務所を、当時「大東日報」の発刊準備をいそぐ家主の西川甫にあげ渡さねばならぬ事情もあった。「日本立憲政黨新聞」にとっては、文字どおり内憂外患のしまつで、その行く手のけわしさを思わせた。処分が解かれたとき、すでに「大阪新報」は立憲改進黨系列紙として出発していたし、「大東日報」も創刊まであと数日というところまでこぎつけていた。

しかし、三月三一日から発行を再開した「日本立憲政黨新聞」は、そんないた手にもめげず、政党機関紙として意気さ

かんなどころを示した。四月一日、客員として岸田俊子（湘煙⁶⁾）と小宮山桂介（天香）を迎えるときに、大阪・道頓堀の朝日座で政談演説会を開いて氣勢をあげた。政談演説会は、政論新聞に論陣をはる者たちにとって新聞の社説の筆をとるのと同様、大切な仕事であった。また四銭か五銭の入場料をとるのがふつうだったから、人氣が集まれば、新聞発行の苦しい経済の助けにもなった。この日演壇にたったのは、党総理で新聞社長の中島信行をはじめ主幹の古沢滋以下小室信介、田口謙吉、城山静一、甲田良造、小島忠里らのほか、ただ一人の婦人弁士として岸田俊子も加わった。当日のようを五日の紙面は、つぎのようにつたえている。

去一日道頓堀朝日座に於て開かれたる大坂臨時政談演舌会は世人が盛大なるべしと予想せしより一層の盛會にて午後五時よりの定刻なりしに午後三時頃より聴衆は會場の入口に詰掛け／＼五時に至るに及んで最早滿場立錐の地なきに至り二階より聳棧敷に至る迄ヒシ／＼と詰りたる上花道の上より舞台の上迄溢るるが如く充滿し弁士の演壇に上るや聴衆をかき分け／＼辛うじて壇に上る事を得る程なりしかば今は詮方なし遅刻の聴衆は氣の毒ながら謝絶すべしと木戸を確と鎖せしに後れて來れる人々は木戸の外に充滿し木戸打破き押破らんとする勢なるにぞ、會主の面々には大に驚き百万方制止すれども手に余れば遂に臨監の警察官の保護を受け巡查数名場外に出張し辛うじて其の混雜を取鎮むるを得たりし、以て其の盛會なりしを見るに足るべし

たいへんな人氣であった。内憂外患の状態をしのいできた「日本立憲政黨新聞」の人々には、強い勇氣づけとなつたにちがいない。だからといって、これをそのまま立憲政黨ないしその機関紙に寄せられた人氣の反映だつたとするわけにもいくまい。まだろくに大衆娯樂などといわれるものが開花していない時代であつた。政談演説会にしても、弁士の話の内容に熱心に耳を傾けるというよりも、そのにぎやかなふんいきにひかれて集まる聴衆が少なくなつたようである。それにしても、「婦女の道」と題して生まれてはじめて演壇にたつた岸田俊子は、その日の人氣のまとなつた。さきの記事も「弁士は例の如く各々雄弁を揮ひて喝采拍手を得たりしが、中にも岸田とし女の如きは容儀も端麗にして

語音も清朝に且つ其論旨も高妙なりしかば聴衆も皆心耳を濟し且つ喝采も一段盛んなりき」とのべている。

また二日の社説「我主義ヲ同ウスル者ハ皆ナ兄弟ナリ」は、友党との連帯強化の必要をつぎのように説いたものであった。

改進黨ハ天ノ理ナリ、自由ハ民ノ彝ナリ、活潑進歩スル者ハ世ノ運ナリ、故ニ天ノ理ヲ敬シ民ノ彝ヲ奉ジ世ノ運ニ順フ者ハ必ラズ改進黨自由ノ道ニ由ラザル可カラズ、今マ吾人ハ斯ノ道ニ由リ斯ノ主義ヲ執テ天下ニ立チ以テ斯ノ主義ヲ張テ世ノ綱紀ヲ振ヒ上ハ一人ノ尊ヲシテ愈々尊カラシメ下ハ万人ノ權理身命ヲシテ因テ安カラシメント欲スル者ニシテ乃チ天下ノ大業ニシテ万世ノ大計ナリ、……政黨ノ名始メテ昨年ヨリシテ天下ニ見レ我立憲政黨ト自由党トハ各々昨年十月ヲ以テ東京ニ大坂ニ起リ又タ立憲改進黨ト改進黨トハ執レモ本年三月ヲ以テ東京ト九洲トニ起リタリ、而テ此ノ四大政黨ハ各々現時ニ於テ其名ヲバ異ニスレドモ其主義ニ至リテハ皆ナ同ジク改進黨自由ヲ執リ其志ス所コハ未ダ嘗テ一ナラズンバアラズ、……吾党ハ前ニ一大政敵ヲ有シ方ニ艱難ノ中ニ在ル者ナリ、左レバ凡ソ天下ノ改進黨自由ノ主義ヲ執リテ苟モ吾人ノ其志ヲ同ウスル者ハ吾人ハ必ラズ皆ナ之ト相与ミシテ兄弟トナリ輔卓相依リ患難相憐シデ一体分身ノ実ヲ成シ以テ彼ノ自ラ漸進ト称シ若クハ保守ト称シテ妄リニ邪説ヲ放チ人心ヲ惑シ以テ我自由改進黨ノ進歩ヲ撓メント欲スル共同ノ政敵ヲ排スル事ヲ惟レ務メザル可ラズ、是レ実ニ我党ガ今日ニ勉スルノ第一ノ急ニシテ而テ我党ノ志ヲ成ス事ヲ得ルノ遅速ハ一ニ焉レニ繫ルト謂フモ亦タ未ダ必ラズシモ不可ナラザルナリ

ここに改進黨自由を主義とする者にとっての「共同ノ政敵」と表現されているのは、いうまでもなく薩長閥と有司専制の色を少しも消さぬどころか、ますます民党彈圧の構えを強めようとする太政官政府のことであり、それと一体の政治路線を主張して生まれた立憲帝政黨のことである。この社説が示すように、立憲政黨がまず第一の急務と考えたのは、結党のいきさつや主張の小異などにいたわずらにこだわることなく、全国の民党の大同團結の実現であった。結党のいきさつや主張の小異にこだわっているかぎり、民党の勢力は群生しても巨大な力に發育しえないし、政府がわから見れば

その勢力分断が容易だったといえる。このあと、「日本立憲政党内閣」の論陣は、社説に、政談演説会に、改進黨自由主義の啓発に努めるとともに、民党勢力の大同団結を強く訴えていく。それは、まさしく政党機関紙の本領発揮であった。創刊以来の悩みの種、事務所問題も、五月末に大阪・今橋二丁目に移ることができて解消した。

注

(1) 「大東日報」創刊にあたり、編集長に就任したのは原敬であった。外務卿・井上馨のすすめによるものだったが、在任半年で「大東日報」を見かぎったのか、退職して東京に帰ってしまった。

(2) 岸田俊子は、一八六三（文久元）年京都に生まれ、一五歳で宮中に文事御用掛として出仕したほどの才女である。およそ三年後、一転して自由民権運動に参加し、「日本立憲政党内閣」の客員に迎えられたときは、まだ一八歳であった。やがて党総理の中島信行とのあいだに恋愛が進行、その夫人となった。また一八八四（明治一七）年五月創刊の「自由燈」に「同胞姉妹に告ぐ」を一〇回にわたって連載したのをはじめ、一八八五（明治一八）年七月創刊の「女学雑誌」の常連寄稿家として活躍した。明治前期を代表する婦人ジャーナリストであった。

四 弾圧強化と政党退潮の影響

「日本立憲政党内閣」が政党機関紙としての本領を發揮できた時期は、そう長く続かなかった。民党の言論活動に對する政府の姿勢は、いよいよよきびしさを加え、やがてすさまじい弾圧の手をひろげるにいたったからである。弾圧の手がひろがるにつれて、しだいに民党の言論活動は庄束された状態に追いこまれ、ついには民党そのものの分裂を誘い、その退潮をうながした。政党活動の退潮は、「日本立憲政党内閣」にかぎらず、政党機関紙の立場にあった政論新聞にとって、まさに致命的な打撃となった。

弾圧の手の、いわば第一弾が、一八八二（明治一五）年六月三日の集会条例の改正であった。改正の結果、政治結社はすべて管轄警察署に社名、社則、会場、社員名簿を提出して認可を受けなければならなくなった（第二条）。それだ

けでも、政党にとつては、旧条例に比べて、たいへんな規制であった。そのうえ、政治上の集会、結社、演説、論議などいっさいの言論活動は、管轄警察署の判断で「治安妨害」を理由に、いつでも認可を取消することができるという規定（第四条）が設けられた。言論弾圧への警察権力の全面的拡張であった。だが、そればかりではない。演説中止を命じた者にたいして一年以内政治を講談論議することを禁止できる権限が新たに内務卿および地方長官（府知事、県令）に与えられた（第六条二項）し、さらに政治結社が地方に支部を置いたり、他の結社と連絡通信することも禁じてしまった（第八条）。

これらの規定は、明らかに政府にはげしい批判を向けてきた民党勢力の言論活動にたいする、露骨な抑圧を合法化したものだといつてよい。事実、民党が主催する政談演説会や懇親会などの会合は、改正条例の布告以来、いままでの中止解散から一歩進んで開催不許可という形の弾圧を受けることが珍しくなくなった。しかも、政党活動は、地方との連絡を分断され、また他党との連帯も困難におちいつてしまい、手も足も出せぬ状態に追いこまれていった。『自由党史』によれば、それは「国民の体を蝕し、国民の口を蝕し、以て其れをして毫も政治的動作を為さしめず、政治上に於ては木偶と均しく、木乃伊と同じからしめんとするもの」であつた。だが、権力ががわの言論の自由を奪おうとする姿勢が強くなればなるほど、それに対応する民衆のがわの抵抗の姿勢も高まるものであり、決して「木偶と均し」いありさまでは終わらなかつた。とはいつても、民党勢力の連帯の困難と分断の中では、それがまた、かえつて内部の結束にひび割れを誘うことにもなつた。このような権力の動きに抵抗する運動につきまとう危険は、自由民権運動の時代にかぎらず、今日も少しもかわつていない。

ともあれ、民党勢力にとつては、権力ががわからの圧力がつのるおりであつた。民党は、いづれも存立の危機に直面していたといつてよい。そんなおりもあり、自由党総理・板垣退助の外遊問題が起つた。増幅する危機に對処して、自由党は党首以下党内の結束をかためることこそ、当面の急務のはずであつた。党首が外国に出かけることに、党内か

ら強い反対意見が出たのも当然である。しかも、政府から憲法調査に派遣された伊藤博文がヨーロッパに滞在中であり、板垣が外遊先で伊藤とのあいだになんらかの妥協をはかるのではないかというおそれも考えられた。板垣は、党内の反対意見を鎮静させるためみずから筆をとり、九月二六日の「自由新聞」に「歐洲漫遊の趣意書」をのせた。それは、つぎのような内容であった。

諸君或は今日を以て国家多事の時と為し、余が此行を非とせらるるも計り難けれども、我党の所謂る国家多事の時は今日に在らざる也。我国の勢愈々危く愈々蹙るの時は必に他日に在るべし。是れ我党収獲の秋にして既に此時に至らば余復た海外に遊ばんと欲するも其遑なかるべし。是れ余が此行を企つる所以の一也。……余は資性故に安心旧を守る欲せず、進取の気旺んにして自ら禁ずる能はず。……余が執る所の主義を行ふに就ては略ぼ其論理を解釈する事を得たりと雖も、未だ目撃実験の功を積まざれば躬から彼地に遊び以て更に余が志気を培養するに足るべきの材料を獲、将来大に我党の爲めに為す所あらんと欲す。是れ余が此行を企つる所以の二也。

しかし、これで党内を鎮静させることはできなかった。「自由新聞」発刊以来、その論說陣をになってきた馬場辰猪をはじめ二〇余人の黨員が自由党を脱党してしまった。さらに立憲改進黨總理・大隈重信が板垣の外遊の費用は政府から出ているとながし、問題の火に油をそそぐ役割を演じた。油をそそがれた問題は、たちまち自由党と立憲改進黨とのあいだの、はげしい対立にもえさかり、民党勢力の分裂から両党のドロ仕合にまで發展していった。

もちろん、板垣の外遊問題は、自由党の別働隊とはいえ、大阪の日本立憲政党内閣に直接のかかわりはなかった。しかし、自由党と立憲改進黨とのあいだの対立がドロ仕合に發展すると、四月二日の「日本立憲政党内閣」の社説「我主義ヲ同ウスル者ハ皆ナ兄弟ナリ」で強調した「共同ノ政敵」にたいする民党勢力の団結は、いまや可能性を大きく後退させてしまった。当面の課題として民党勢力の大同団結をおすすめしようとすると日本立憲政党内閣にとっては、改正条例による弾圧強化もさることながら、このことがかなりの打撃となったようである。

さらに、問題は、「日本立憲政党史新聞」の、いわば支柱的存在が東京に移るといふ形で波及した。党内の波乱と立憲改進党との対立から「自由新聞」の論説陣の強化をはかるために、外遊前の板垣は中島信行のもとに「日本立憲政党史新聞」主幹・古沢滋の出向を強くのぞんできた。すでに見てきたところで明らかのように、古沢は「日本立憲政党史新聞」以前の「大坂日報」時代から大阪の民権派言論界の中心的人物であった。その一途な情熱が経済的な困難を克服して政機関紙「日本立憲政党史新聞」を生み、外圧のつの中ですべてさえてきたといつても、過言ではあるまい。その古沢の出向を、中島は社内にはからず、一存で内諾してしまった。社内や党内にひと波乱起こりかけたのも当然だろう。しかし、波乱はさして表面化することなくおさまり、新しい主幹に河津祐之が就任した。波乱が深刻化を描かずにおさまったかげには、権力がのわからの圧力がつづける時勢に、内紛をあらわにすることは利敵に通ずるといふ認識が党内にも、社内にもあったせいではないだろうか。河津は愛知県出身でフランスに留学、古沢におとらぬ新知識であった。大阪、名古屋の控訴裁判所検事長から一転して民権派新聞に投じたが、すでに『仏国革命史』の翻訳などで、知識層のあいだに視野の広いジャーナリストとして名を知られていた。後継の主幹としては、「日本立憲政党史新聞」のスタッフの中で、最適の経歴と人望の持主だったといえよう。とはいっても、弾圧強化に加えて古沢という情熱的支柱を失った「日本立憲政党史新聞」の姿には、どうにも埋めがたいかげりを思わせるものがあつた。一方、「日本立憲政党史新聞」から「自由新聞」に移った古沢は、客員として迎えられるのち、一〇月一三日、主幹におされた。

一月一日、板垣は、横浜からフランス船で、波乱をよんだ外遊に出発した。その二日前の九日、「日本立憲政党史新聞」は発行停止処分を受けた。主幹が河津にかわつて、最初の権力による痛撃であつた。社説「地方官ノ諮問会」で、政府が地方官の諮問会を公開から非公開に改めたことをはげしく論難したのが問われたものであつた。なぜ非公開にしなければならぬのか、政府の態度を非難する筆を進めて、地方官がその権力を利用して帝政党系の新聞を露骨に援助していることにふれ、つぎのようにはげしい調子で非難を浴びせた。

……地方官ニシテ帝政黨ノ隆盛ヲ希フ者ナラシメバ宜ク己ノ知識ヲ以テ尽力スベシ、己ノ金錢ヲ以テ救助スベシ、因ヨリ知事ガ我田畑ヲ抵当ニ入レテ之ヲ助クルモ可ナリ、県令ガ自ラ演説討論ヲ稽古シテ之ヲ援クルモ可ナリ、……然レドモ我家屋田畑ヲ売リテ之ヲ救助スルハ為サズシテ却テ公共ノ租税金錢ヲ以テ之ニ救助シ、自ラ演説討論ノ稽古ヲ為シテ之ヲ応援スルハ為サズシテ却テ公僕タル警吏郡長ヲ奔走セシメテ之ニ応援スルニ至ラバ人民豈ニ其不當ヲ鳴ラザルヲ得ン

帝政黨系の新聞、つまり「御用新聞」は、政府のあからさまなテコ入れにもかかわらず、質量ともに民党系の新聞に大きく水をあけられていた。大阪の「大東日報」も、その例にもれず、創刊以来いっこうに人気があがらなかった。人氣があがらないとなると、その援助のやりかたも、一段と露骨にならざるをえなかったのだろう。

このときの発行停止処分は、二週間で解かれた。しかし、停止処分中に東北で福島事件が起こり、自由党にたいする取締当局の目は、ますますきびしい光を加えた。この点、自由党の別働隊である日本立憲政黨にたいしても同様であった。福島事件は、この年春、福島県令に着任したばかりの三島通庸が、県民の反対をおしきって道路建設工事を強行したことに端を発した。工事は、沿線の県民一五歳から六〇歳までの男女にたいし二年間一カ月一日の割合で工役を課し、その経費をまかなうため、一日あたり県民の男一五銭、女一〇銭の、いわば人頭税を徴収するというひどい条件ですすめられた。県民からいくたびか出された工事中止の請願は聞き入れられず、ついには官民衝突の事態を招いた。結局、県民は官憲によって制圧され、福島県会議長だった河野広中をはじめ県民を応援した自由党員は、内乱陰謀の疑いで逮捕されて有罪の判決を受けた。

こうして集会条例の改正で手をひろげた政府の民党にたいする弾圧は、福島事件以後いよいよはげしさを加えた。機関紙の発行停止、あいつぐ編集署名人の逮捕のほか、党員の中には、一年間の演説禁止処分を受ける者が続出した。しかも、そんな情勢の中で、なお自由党と立憲改進黨との対立は、ドロ仕合を演じ、抗争が深まるばかりであった。機関紙

の紙面も、ドロ仕合を反映して、たがいに相手を誹謗攻撃することに精力を傾け、本来の精気を失いがちであった。集会条例の改正などで民党勢力の分断を策した政府にとっては、全く思うツボだったにちがいない。もはや政党活動は、落日の道をたどらざるをえない状況にたちいたった。落日の道が決して権力ががわの抑圧だけで造成されたものでなく、民党みずからのがわにも大きな要因があったことを銘記しなければなるまい。

このような情勢のうちに年を越した一八八三（明治一六）年三月一五日、日本立憲政党はついに解党にふみきった。地方との連絡がままならなくなったうえに、民党勢力の大同団結と全く逆行する情勢が展開し、有名無実化せざるをえなくなった政党活動に終止符をうつためであった。同時に「日本立憲政党新聞」は、政党機関紙としてのよりどころを失ってしまった。近畿の自由民権派の結集をはかって出発した日本立憲政党の活気は、結局一年と五カ月余の短命に終わった。その機関紙の「日本立憲政党新聞」も、社長の中島信行が退き、持主という形で沢辺正修が経営にあたることになり、わずか一年と一カ月半で、日本立憲政党の名を題字に残したまま自由党系の政論新聞としての道をあゆむことになった。それは、従来の日本立憲政党と自由党との関係から見て、紙面的にも、新たな出発というほどの転換ではなかった。対立憲改進黨の態度など、自由党べったりの姿勢をとらず、日本立憲政党機関紙時代からの大阪の政論新聞としての主体性を保持した。

日本立憲政党の解党後一カ月たった時期に、政府による弾圧の第二弾が民党の言論活動に加えられた。四月一六日の新聞紙条例改正の布告である。改正によって、条例はいままでの一六カ条から一挙に四二カ条にふくらみ、従来内務卿だけにあった新聞発行停止権が地方長官（府知事、県令）にも与えられ（第一五條）、また陸・海軍卿および外務卿の記事記載禁止権が新たに設けられた（第三四條）。このほか新聞発行保証金制度が規定され、条例違反にたいする刑罰規定が一段と重くなるなど、直接新聞に向けられた弾圧強化であった。とくに地方長官の手に、集会条例の規定とあいまって、言論活動取締りの強権が大幅に与えられたことは、注目にあたらしい。ついで政府は、六月に出版条例も改

日本立憲政新聞の三年七カ月

正して取締りをさらに強化した。言論・出版・集会の自由を奪われて、政府の姿勢をきびしく批判してきた民権派の人々は、いまや文字とおりの危機に直面する事態を迎えたのであった。

注

(1) 『自由党史』（岩波文庫）中・一八八ページ

(2) 板垣は、議会政治の先進国フランスの首都パリで、およそ七カ月すごしたのち、イギリス、オランダを視察して、翌年の一八八三（明治一六）年六月二二日、帰国した。なお板垣の外遊中、「自由新聞」の社長は谷重喜が代行した。『自由党史』中・三一―三二ページ参照

五 報道新聞への対処

ここで、一八八三（明治一六）年二月に刊行された高瀬紫峰の『全国新聞雑誌評判記』⁽¹⁾をしばらくのぞいてみよう。大阪の項で「日本立憲政新聞」は、つぎのように「関西で随一の新聞」とまで高く評価されている。

大阪は明治八年頃まで新聞の流行せぬ土地であったそうなる。西川氏（注・西川甫のこと）が大坂日報を初めて、関新吾、平野萬里杯といふ記者を集めた頃より少し人心に感動を与へた様子、其の頃は浪花新報といふが一つあった許りで、最も間もなく立消となると、大坂日報より平野氏が独立して大阪新報を起し、それから朝日新聞が出来る。追々盛んになって、今では大坂日報が改て立憲政新聞（注・原文には立憲改進黨新聞とあるが、当時の大阪にそんな名の新聞は存在せず、明らかな誤りである）となり、三新聞共にさかんで有るが、立憲政新聞の新聞は中々立派なもの、割合で見ると雑報の方がよい位なれど、近頃は社説も中々よくなりました。東京の自由新聞よりは余程宜しい、之は関西で随一の新聞であります。次には大阪新報だが、此新報は立憲政新聞より少々直段も違ふやうだ。加藤（注・「郵便報知新聞」から編集長に就任し加藤政之助のこと）の筆も達者だが、今少しシツカリした所と時事を洞見する

といふ所を欲しいものだ。雑報は中くらいサ。朝日は絵入であるが、是は読者の好く新聞であらふ。今日でも盛ん
なりやどうか知らねど、直段も安く記事文も達者であるから、三新聞と称して立憲、新報、朝日と比べものにして
もよろしい。大東日報はイヤハヤ紙幅と活字だけ大きくて、直打のない新聞である。記者も記者だが、主義も主義
だから、どうせ良い新聞の出来やう筈はない。

雑報がすぐれていると評された「日本立憲政党新聞」は、たしかに政論新聞の中では他紙よりも雑報にかなり力を入
れていたようである。第二面と第三面の大半をあてた雑報欄で、毎号全国各地の自由民権派の動きを伝えるとともに、
京阪神を中心に近畿各地のできごとのほか人事消息などを相当きめこまかく報じた。これは、言論最重視の政論新聞で
ありながら、報道という点も決して軽視しなかった態度の現われだといつてよいだろう。

しかし、『評判記』の評価とはうらはらに「日本立憲政党新聞」の売れゆきは、いまひとつ伸びず、一八八三（明治
一六）年にはいると、逆にジリ貧状態を描いた。創刊当初の目標だった一日五〇〇〇部には、とうてい達しないしまつ
であった。一八八三（明治一六）年一年間の発行部数は八三万で、一日あたり三〇〇〇部がやっとの状態であり、前年、
つまり創刊第一年の、一八八二（明治一五）年の一〇二万よりも、二〇万近くも落ちこんでしまった。「大坂日報」
時代の、一八七九（明治一二）年の二二九万部から見れば、じつに六割以上もの減少をたどったことになる。同じ政論
新聞である立憲改進黨系の「大阪新報」のほうは、もう少ししっかりしたところがほしいなどと評されながらも、一八
八三（明治一六）年一年間の発行部数一三四万で、「日本立憲政党新聞」のそれを軽く上回っていた⁽²⁾。これらの政論新
聞に比べて、「読者の好く新聞であらふ」と評された「朝日新聞」は、すでに一日二万部をかぞえる勢いで、読者の人
気は上昇一途であった。「関西で随一の新聞」とまで評された「日本立憲政党新聞」だったが、発行部数を見るかぎり、
大阪三紙の中でも、最下位にあまじなければならなかった。

一方、「直打のない新聞」ときめつけられた帝政党系の「大東日報」が創刊以来政府がわの露骨な支援を受けてきた

ことは、すでに見てきたとおりである。それにもかかわらず、人気はいっこうにあがらなかった。ということは、もしも政府がわの露骨な支援がなかったならば、おそらく創刊後ただちに廃刊の運命をたどったにちがひなかった。だから、帝政黨系の新聞の人気があがらないのにあいそをつかした政府が、一八八三年（明治一六）年七月から官報を發行すると、「大東日報」などは、それまで唯一最大の売りものだった官報記事の価値を失い、大打撃をこうむった。さらに、九月、人気失墜のうちに帝政黨が解黨すると、よりどころも失って、たちまち衰滅の道を直進していった。

それにしても、「日本立憲政黨新聞」や「大阪新報」と、「朝日新聞」とのあいだで、読者の人気に格段の差を生じたのはなぜだろうか。「朝日新聞」は、娯楽性と雑報本位の「小新聞」から出發したが、一八八一（明治一四）年一月、早くも東京、函館、長崎、上海、釜山などの内外各地に通信員を常置して、雑報の質量をゆたかにすることをはかり、報道第一主義の新聞に向かつて大きく前進した。これにたいして、言論中心の政論新聞には、最初から報道に対処する姿勢に限界があったといえよう。ひとことでいえば、言論に比べて報道を第二義的としか考えぬ姿勢である。それは、速報軽視にもつながった。雑報にかなり力を入れたはずの「日本立憲政黨新聞」にしても、つまるところ、この姿勢を克服しきれなかったといつてよい。このため、事件の報道にあたって、意外なほどのよろさを露呈した。

たとえば、一八八二（明治一五）年四月六日、遊説中の板垣退助が岐阜で刺客に会い、遭難したとき、「日本立憲政黨新聞」は、ただちに第一報を号外で速報した。号外は、明らかに他紙を圧倒した。「朝日新聞」は、この号外を二日おくれの八日の紙面に転載するしまでであった。しかし、「日本立憲政黨新聞」の翌七日の紙面は、まったく精彩を欠いた。遭難の報道は、号外を第二面の欄外に再録しただけで、雑報の中に「板垣退助君の一行には愈々来る九日大津より神戸に着せられ……」という事件前にきめた関西の日程を訂正せずのせ、また第四面の広告欄にも、幹事・城山静一、小室信介の名で板垣を大阪に迎えて一三日に懇親会を聞くとの広告をそのままのせている。今日の新聞では、まったく考えられぬことである。号外を出したものの、当時は印刷能力も印刷技術もまだ幼稚の域からぬけ出していなかっ

たので、不測の事件の発生に、すぐさま紙面を対応させることができなかつたせいだろう。そのうえ、通信も容易な状態ではなかつた。事件の続報が紙面に現われたのは、ようやく九日になってからであつた。それも、岐阜の現地に特派された城山静一からの通信として「板垣君益々宜し、安心せよ、刺客は何も白状せぬよし」というだけのかんたんな電文を、一三日の懇親会中止の記事とともに報じたのにとどまつた。その後も、一五日の「朝日新聞」に、濃飛自由党本部の名で「吾が自由党総理板垣退助君が今般岐阜ニ於テ刺客ノ難ニ遭ハレタル事に付テハ日本立憲政黨新聞ヲ以テ其事実ヲ報道ス可シ」との広告までしたもの、ついにまとまつた内容の記事はのらなかつた。「板垣君遭難彙報」として、二〇日まで一〇回報しているが、いずれも断片的な通信の範囲を出ていない。

一方、「朝日新聞」は、最初の出足こそ、おくれをとつたが、一日にいたつて、小室信介の「嗚呼明治十五年四月六日は如何なる日ぞや、我党の自由の泰斗視ざる自由党総理板垣退助君は兇暴なる刺客の爲めに刺れて負傷せられたり」ではじまるかなり長文の現地報告で、第一面のほとんど半分を埋めた。遭難の状況をこまかに伝えた詳報としては、大阪の新聞にのつた最初であつた。この点、板垣遭難の報道は、「日本立憲政黨新聞」が速報で優位にたちながら、結局まとまりのよかつたことで「朝日新聞」に軍配があがつた。しかも、そのまとまりのよい現地報告が「日本立憲政黨新聞」の社員のまま、請われて「朝日新聞」の主筆格の客員を兼ねた小室の筆になつたことは、皮肉であつた。

ついで七月、朝鮮の京城で日本公使館が襲撃されるという「壬午の変」が起こつた。脱出した公使・花房義質がイギリス船に助けられて長崎に帰つてくると、「朝日新聞」は長崎常駐の通信員が花房から状況を聞き、七月三十一日に号外で速報した。さらに、釜山駐在通信員の半井桃水を京城に特派したが、半井は朝鮮の事情によく通じており、ほとんど連日のように詳報が紙面を飾つた。これにたいして「日本立憲政黨新聞」は、さきの板垣遭難事件に「朝日新聞」の紙面で健筆を發揮した小室を、八月一三日、京城に特派員として送つた。小室は、朝鮮での見聞を連載するなど、あいかわらず、健筆をふるつたが、事変そのものの報道のほうは、はじめの立ちおくれが最後まで尾を引き、勝負にならなかつた。

った。

「朝日新聞」は、その年七月一日の第一面に「吾朝日新聞の目的」⁽⁴⁾と題する一文をのせ、報道の重要なことを力説するとともに、一党一派に偏した政論にあげられる政論新聞の立場に一矢をはなった。それは、後年の不偏不党性の確立に通ずる考えにたったものだといつてよいだろう。その一節を紹介しておこう。

新聞は特に政談を載するのみの器にあらざるなり、一に政略を議するのみの具にあらざるなり、汎く江湖の新話を記するに在り、社会の奇事を掲ぐるに在り、人をして智識拡充の一助たらしむるに在り、勸善懲惡の小補たらしむるに在り、然れども徒に事の該博のみを要すれば柱なき大厦の如く骨なき肉体の如く復何の用をか為さん、説の新奇のみを求むれば人を目前に喜ばしむるに止り、曾て世を益する所あるを見ざるなり。故に新聞の大小広狭に論なく各其一定の主義とする所なかるべからず、主義とは固く守る所あるをいふなり、社論の向ふ所を示すものなり。素より政略を論ずるに漸進改進の別あるのみを是謂ふにあらざ。然るに世の人は今日の新聞を視て一概に政談を載するの器械の如く見做し、彼は官権に左袒するもの如し、是は純粹の改進黨なりと皮相上より揣摩の臆評を下し、新聞とさへいへば、必ず官権改進の両党いづれにか与すべきものと想像するは大なる謬見と謂はざるを得ず。

ニュースとは「江湖の新話」「社会の奇事」であり、それを報道する意義は「智識拡充の一助」「勸善懲惡の小補」にあるというのである。この一文をかかげた以後の「朝日新聞」は、その線にそつて、いよいよ報道第一主義の姿勢を強め、読者の人気を加えた。

いうまでもなく、読者の人気は、昔も今日も新聞をささえる大きな力だといえる。自由民権運動をおしすすめようとする政論新聞の立場でも、この点は少しも変わりなかつたはずである。その主義主張がひろく読まれてこそ、運動への共鳴を世の中にひろげる、という政論新聞発行の目的がかなえられる。あわせて、新聞発行の経済的基盤をととのえることもできる。政論新聞だからといって、採算を度外視しては成立つはずがない。それでは線香花火に終わるのがおち

である。つまり、どんな立場にたつものであろうと、ろくに読者の人気がわかず、ひろく読まれないような新聞は、印刷されたたんから、ほごも同然といえるだろう。

この点、「日本立憲政党新聞」のスタッフたちは、新聞が読者の人気を集め、ひろく読まれるためには報道の充実が重要なことを、おそらく百も承知していたのではないだろうか。創刊当初から雑報に力をさいてきた姿勢や、京城の「壬午の変」に小室信介を特派したことなどからも、そのことは十分うかがえそうである。しかし、報道を充実するために必要な通信網のほうは、ほとんどとのえようとしなかった。もつとも、とのえようとしなかったというよりも、とのえることができなかったといったほうが正しいのかもしれない。一八八二（明治一五）年六月の集会条例改正までは、全国各地の友党やその機関紙からの通信が、いわば国内通信網の役割をはたした。ことさら新聞独自の通信網を必要としなかったといつてよい。ところが条例改正で友党との連絡を禁止されると、たちまち通信網は崩壊せざるをえなかった。加えて、「朝日新聞」のような通信員の常置は、当然のことながら相当の経費をともなった。経済的に苦しい状態から終始ぬけ出せないでいた「日本立憲政党新聞」としては、とうてい、その負担にたえる力をもつことができなかった。ということとは、必要だとわかっていても、どうにも手をうてなかったのである。「朝日新聞」の報道第一主義による読者の人気拡大をよそ目に見ながら、十分対処できなかったのは、この点にあったといえるだろう。「朝日新聞」は、やがて海外の通信にも力を入れるようになった。これにたいして「日本立憲政党新聞」は対抗するすべをもたず、いよいよ水をあけられるしまつてであった。「壬午の変」のおりの小室信介の特派員通信のほかに紙面を飾った海外通信といえ、ほんのわずかにとどまった。一八八三（明治一六）年八月の、上海在住の社友・世古朴介による「清国通信」と、一八八五（明治一八）年七月の、大原忠三がパリ通信員の肩書で寄せた「巴里通信」とが、その代表的なものであった。

しかも、言論重視という政論新聞の根本性格が描く運命から、「日本立憲政党新聞」の場合も、例外ではなかった。

一八八三（明治一六）年四月一六日の新聞紙条例改正は、政府の政論新聞にたいする風あたりを一段と強めるためのものであった。このように権力の態度がいっそう弾圧強化に傾くと、それに抵抗を示す新聞の姿勢もまた高められるのがつねであった。その結果、新聞の言論は先鋭化し、それがまた弾圧の口実を誘うという悪循環を生み出した。それこそ、権力の思うツボにちがひなかったのだが。

条例改正の布告後しばらくして、大阪・堀江の明楽座で開かれた政談演説会で、「日本立憲政黨新聞」の主幹・河津祐之は、演説中止を命ぜられ、また以後一年間大阪府下一円での演説を禁止されてしまった。しかし、河津はそのままひきさがらなかつた。中止させられた演説の内容をそっくりそのまま、五月一六日の紙面にのせた。社説「吾人ハ五月五日ニ遭フテ感ズル所ナキヤ」である。口を封じられた新聞人の根性を示したもので、果敢な抵抗だったといつてよい。それは、五月五日は中国の憂国詩人・屈原が自殺した日であり、またフランスではじめて国民議會が召集された日であることから説きおこして、政府の民意抑圧を攻撃したものであった。内容はさておき、演説で中止を命じたものがそっくり新聞にのつたとあつては、権力の威信にかかわる。新聞は発行停止処分を受けた。もちろん、河津にとっては最初から覚悟していたことであつた。

今回の処分は一週間だけで解かれた。過去三回の処分に比べると、短い期間ですんだとはいへ、ますますつづける権力の高姿勢が社員たちの生活に衝撃を与えたこともたしかである。まだ比較的容易に政談演説会を開くことができたときには、新聞の発行停止にあつても、禁じられた筆にかえて言論活動をおしすすめることができた。また演説会に人氣が集まれば、入場料収入がけっこう社員たちの生活のささえにもなつた。しかし、集會条例の改正以来、演説会の開催もままならなくなつてしまつた。かりに開催が認められても、中止解散がまつているだけで、ろくに演説会のでいさいをなさなかつた。そのうえ、弁士のほうは、あいついで一年間の演説禁止処分を受けるしまつてあつた。このような状況では、新聞の発行停止は言論活動そのものの完全な停止を意味するとともに、社員たちの生活も脅威にさらされなければ

ばならなかった。言論活動に生きがいをいなく新聞人にとって、その完全停止は、第一、たえがたい苦痛をとまなうものであった。しかも、今回は、発行停止が一週間で解かれたからよかつたもの、もっと長期におよぶようなことになれば、生活がどん底につきおとされることにもなりかねない。そのおそれは十分に考えられた。

「日本立憲政党内閣」の社員たちは、いまや発行停止処分をできるかぎり回避するために、細心の注意をばらう必要を痛感しはじめた。しかし、この種の注意は、ときに消極的な姿勢をもたらしがちである。その結果はエスカレートして、しばしば自己規制を生んだ。一八八三（明治一六）年二月一日の新聞が社説を全文抹消したまま発行されたのははじめ、社説の文中にさかんに伏せ字を用いるようになったのは、その現われとみてよい。いうまでもなく社説は政論新聞の生命であり、読者にとっては最大の魅力のはずであった。それがこのしまつでは、しだいに読者の人気を失つたのも当然といえる。

その一方で、一八八四（明治一七）年一月四日から「寒心日録」という欄を設け、政府による言論弾圧ぶりを要約して毎日のせた。創設の日の同欄は「板三寸の下は即ち地獄といふ船梁の危ふきよりも尚ほ危ふく、稍五六丈の上から墜るが最期といふ樵夫の險難なるより尚ほ險難なるは、世の言論文章に従事する者の身の上なるべし」の書き出しではじまり、長野県上高井郡須坂町で政談演説会が中止解散させられたこと、東京の「朝野新聞」の編集人が重禁錮に処せられたこと、山形県の「荘内新聞」が発行停止処分を受けたことを伝えている。権力の横暴を日々読者にひろく伝えるという形で、抵抗の意志を示したものであった。

しかし、まもなく「日本立憲政党内閣」は、社員たちのいちばんおそれていた事態が現実のものとなった。スタッフたちの抵抗の意志がどんなに強い団結を示しても、それだけをささえに新聞の延命をはかることは、もはや至難であった。また、この重大な危機に直面して、報道新聞の動きに対応しようとするかまえなどまったくかき消えてしまったように見えた。つまるところ、終焉への道をたどるほかなかつたといえる。

注

- (1) 『明治文化全集第四卷・新聞篇』（一九五五年・日本評論新社）七二ページ
- (2) 新聞発行部数は『毎日新聞百年史』（一九七二年・毎日新聞社）の年表、および『大阪百年史』（一九七〇年・大阪府）による。
- (3) 『村山竜平伝』（一九五三年・朝日新聞社）一五三ページ
- (4) 前掲書一五〇ページ

六 その終焉

あくまでも民権派新聞の態度をつらぬこうとした「日本立憲政黨新聞」の社員たちが、いちばんおそれていた事態とはなんだろうか。一つは長期におよぶ発行停止であり、いま一つは日本立憲政黨の解党以後よりどころとしてきた自由黨の解散であった。長期におよぶ発行停止は、さきにもふれたように、社員たちの生活を奪うと同時に読者の人気を失墜させる要因をきざぐものであった。また自由黨の解散は、自由民権派勢力の団結を不可能にするばかりか、その中心が失われ、支離滅裂の方向をたどらざるをえなくしてしまうからであった。だが、おそれていた事態の訪れは早かった。一八八四（明治一七）年二月にはいって、政府が四月一日を期して民事訴訟用印紙規則の布告を準備しているとの情報を入手した「日本立憲政黨新聞」は、さっそく「訴訟印紙及び受附料ノ風説」と題する社説を二三日から連載した。

それは「此ノ風説ノ如クンバ、コレ実ニ富者ヲシテ独リ訴訟ノ權利ヲ壟断セシメ貧者ヲシテ權利ヲ枉ゲラルルモ損害ヲ受クルモ常ニ冤ヲ呑ンデ正理ヲ求ムル能ハザラシムルモノト謂ハザル可カラズ」との立場から論じ、「余輩ガ此ノ風説ヲ以テ……断シテ荒唐不稽ノ妄説ト為シテ疑ハザルモ誠ニ以エア也」と結んだ内容であった。前年以來、政府の金融引締め政策で商況が不振におちいり、生活困窮者、つまり布告されると公正な民事訴訟制度から締め出されるおそれのある貧者が増加を描く世相が背景にあった。だから、世相の動きを十分ふんまえての論説だったといつてよい。しかし、

政府は発行停止処分という高姿勢で対処してきた。しかも、前回のわずか一週間とちがひ、二月二十五日からじつに七週間におよぶ処分であった。四月一日、ようやく処分を解かれたとき、一カ月半以上の長い期間収入の道を断たれた社員たちの生活は、文字どおり窮迫を告げていた。

一方、さきに福島事件の種をまいた福島県令・三島通庸は、前年秋から栃木県令を兼ねると、ここでも威圧的な姿勢で県民にのぞんだ。ふたたび道路建設工事を県民の負担で強行し、さらに県民の声を無視して県庁移転を企てた。反対する県民の背後には、三島にたいして福島事件の復しゅうを加えようとはかる自由黨員の支援があった。九月にいたつて、ついに自由黨員による革命拳兵の暴動に發展した。加波山事件である。事件の主謀者はすべて捕えられ、死刑、無期徒刑各一名をふくむ重刑に処せられた。この事件を『自由党史』は「実に政府が言論、出版、集会の自由を禁じ、自由党をして統一あり節制ある運動を為す能はざらしめたる結果」だとのべている。事件以後自由党にたいする政府の態度はますます高姿勢となり、それがまた党内の過激派をいっそう先鋭化させた。自由党は、いまや党としての統制を堅持できぬ状態に追いこまれた。同時に、行動の先鋭化についていけない人々や好まぬ人々の心が、しだいに自由党からはなれはじめたことも否定できない。

党の統制力を失い、しかも民心がはなれるという重大な危機に直面した自由党は、一〇月二十九日、大阪・太融寺で大会を開いた。太融寺は、四年前の三月、自由党結党の母体となった国会期成同盟を結成したゆかりの場所であった。大会には、政府が自由党の統一を妨げる以上解党して今後精神的団結によって行動すべきだ、との意見が出された。これまでとってきた政府に抵抗する姿勢から見ると、明らかに大きな後退を意味した。しかし、討議の結果は、全員一致で解党をきめた。自由民権運動は、形の上でも、その中心を完全に失ってしまったのであった。

以上のように、一八八四（明治一七）年という年は、「日本立憲政党新聞」にとって、おそれていた事態があいついで現実のものとなり、終始暗い中に閉じこめられた一年であった。しかし、一八八五（明治一八）年を迎えると、まる

で受けたいた手をのり越えるかのように、正月から紙面の刷新をはかった。社説を第一面の下段から最上段に移すとともに、従来のカタカナ書きのスタイルを一般記事と同じひらがな書きに改め、第一面の官公報記事を第三面の最下段に移した。第一面のトップに社説をかかげたのは、紙面のでいさいのうえでも言論第一主義の政論新聞の姿勢をはっきりとうち出したものであった。もちろん、報道新聞の紙面にすい寄せられる読者の人気の動向に、スタッフたちが気づかぬはずはなかっただろう。いや、むしろ気づいていればこそその逆手、つまり開き直りの姿勢は、暗い運命があらさまになった政論新聞として、最後までほこりをもって政府の弾圧に玉砕する覚悟を示したものであったのだろう。自由党の解党でよりどころをまったく失ってしまった「日本立憲政黨新聞」にとつて、いまや運命に抗するすべはみずからの手以外に求められなかった。ともあれ、社説をひらがな書きのスタイルに改めたのは、せめても読者に親しまれ、読みやすい形にしようとする苦心の現われであった。

だが、紙面刷新が読者のろくに注目をひかぬうちに、一月八日の社説「各参議の位一級を進められたる事並に新華族一統へ二万円づつ特賜せられたる事」で、またまた発行停止処分を受けてしまった。五週間後の二月二三日にようやく解除されたが、その日の社説は「解停のしらせ」と題して「余輩は決して此等のことの爲めに沮喪するなく益々正言直筆することを勉めて以て尚ほ社会の利益を図らんと欲するなり、我国新聞紙屋の業たる極めて面倒なることは上にいへる如くなりと雖も余輩は此面倒を厭ふものにあらざるなり」とのべた。筆者は主幹の河津祐之であった。「決して此等のことの爲めに沮喪するなく」とはいつても、一カ月以上も無収入をよぎなくされた社員たちの生活の困窮ぶりはひどかった。新聞社じたい台所は火の車の限界に達していた。これでは、社内の空気も、ままするとしづみがちだったにちがいない。社説の文句は、そうしたみずからの心をはげまし、むち打つ思いもふくめたものではなかっただろうか。

ところが小康をうるまもなく、七月のはじめ淀川流域が、一八〇二(享保二)年以来の大洪水に見舞われ、大阪の天満、天神、難波の三大橋も流失してしまった。大阪府は市民にたいする増税を財源に九五万六〇〇〇余円を投じて、流

失した橋の本格的復旧にとりかかろうとした。これにたいして、一五日の社説「大阪人民の（以下抹消）」で「橋梁ばかりを堅牢廣大にせんよりは寧ろ今日は成る可く粗造の橋梁にて勘弁し、他日民力恢復の時に至りて鉄なり石なり十分堅牢廣大なる橋梁を架設するに如かず」と論じて、またも発行停止処分を受けた。致命的ないた手であった。今回は、出資者のあいだからも、「日本立憲政党内閣」をこれ以上継続することに異論が出はじめた。

すでに主幹の河津は、七月一日退社し、経営の中心も沢辺正修から岡崎高厚、田口謙吉にかわっていた。処分を受けた翌日、岡崎、田口らは出資者会議を開き、ついに新聞社を譲渡することを申し合わせた。新聞社の譲渡は、新聞の廃刊を意味した。二週間後の八月七日、発行停止は解除されたが、廃刊を決意した以上、往日のような活気は紙面のどこにも見られなくなってしまった。こうして八月三〇日の紙面につぎのような社告をのぞき、報道新聞への転換を明らかにした。

弊社立憲政党内閣次号より大坂日報と改題し同時に紙面を改良して字數四百余箇を増加し且内外の通信員及び探訪者を増置して報道の迅速と精確とを勉め以て看官諸君の眷顧に答へ可申候 此段茲に告白致候也

自由民権運動の啓発と団結をめざして、政論新聞の真価發揮につとめてきた「日本立憲政党内閣」は、第九四七号を最後に看板をおろした。政府への果敢な抵抗から波乱に満ちた三年七カ月の生涯ではあったが、最後は意外にしずかな終焉であった。立憲改進黨系の「大阪新報」は、すでに前年一月に廃刊しており、これで大阪から政論新聞がすべてを消してしまつたわけである。

では、「日本立憲政党内閣」にかぎらず、政論新聞を比較的短い運命に終わらせた原因はなんだろうか。すでに見てきたところで、大容は明らかだろう。しかし、政治権力と新聞との関係を考える意味から、最後にいま一度ふりかえって見ることにしたい。

第一は、政府の徹底した言論弾圧の姿勢である。集会条例で政論新聞がよりどころとした民権派勢力の分断をはかり、

新聞紙条例でその言論を完全な逼塞状態に追いこんだ。民権派勢力はもとも国会の早期開設を主張する勢力であり、政府の薩長閥と専制にたいする批判勢力であった。批判勢力は、いつの時代にも、政治の健康状態にとって有効に作用する存在といえる。いたずらに批判勢力を追いつめては、政治の健康状態を保つことはできない。それにもかかわらず、批判から抵抗へ、さらに反抗へと民権派勢力をかりたてたのは、虫の息さえのがすまいとする政府の弾圧ぶりであった。弾圧ぶりが苛烈になればなるほど、政治は不健康な状態におちこんでいった。近代化への出発点での、この不幸は、その後のあゆみに、のちのちまで暗いかげをのこしたといつてよい。弾圧は民権派勢力を衰滅に誘い、それがまた政論新聞を衰退に導いた。また弾圧による新聞の発行停止は、たびかさなるにつれて政論新聞から読者をひきはなす要因の一つになった。

第二は、自由党と立憲改進黨との対立抗争である。対立抗争の根は、もちろん、民権派勢力の分断をねらう政府の弾圧にあった。だが、抗争を深めたものは、弾圧の結果だとばかりいいきれまい。まして抗争がドロ仕合化するにいたったのは、まったく両党の態度におうところが大きかった。ドロ仕合は、民権派勢力の中に埋めがたい溝をつくり、自由民権運動を發展させるといふ所期の目的をしばしばかき消しかねない様相を描いた。それは、民権派勢力にとって、まるでみずからの首に縄をかけるにひとしいふるまいであった。さらに、ドロ仕合は、政論新聞の言論にもなまに反映して、本来売りものはずだった言論が、かえて読者からあきられるという結果を招いた。言論の重みの上に立ちながら、みずからの手で重みを失わせてしまったといつてよいだろう。言論に重みが失われたことが、また読者を報道新聞にはしらせる一因にもなったとみてよい。この点、両党のいづれにも荷担せず、終始民権派勢力の大同団結を説いてやまなかった「日本立憲政黨新聞」の態度は、りっぱであった。

第三は、多くの政論新聞が最初から弱い経済力の上に立ち、その苦しさからぬげ出せなかったことである。報道新聞が通信員を配置し、通信網をひろげるようになって、政論新聞は経済的な苦しさから対応できなかつた。報道新聞に

比べて、もともと同志的結合の色が濃かったとはいえ、経済的な苦しきから、すべての点で少数精鋭主義をとらざるをえなかったところに問題がある。その少数精鋭主義ぶりをちよつとのぞいてみよう。のちに大阪毎日新聞社長として新聞企業の近代経営に成功した本山彦一は、三〇歳の一八八二（明治一五）年春からおよそ一年間「大阪新報」の会計係をつとめた。会計係とはいっても、会計事務をやるかたわら、ときには社説の筆をとり、また販売の折衝をやりながら、探訪員の指示にあたらなければならなかったという。本山は後年「私は明治一五年の春、大阪の新聞に従事しておりました。ところがその経営が甚だ困難で収支償わず、月々損失がありましたので、この損失の補充をして營業を継続するについては、少なからず苦心しました」と述懐している。⁽²⁾「大阪新報」以外の政論新聞の場合も、おそらく大同小異の狀態だったものと考えられる。つねに経済的なピンチに立たされていたから、発行停止処分がかさなると、たちまち致命的な打撃となったのである。本山は大阪毎日新聞社長に就任してから、他紙にさがけて予算制度を実施し、さかんに収支のバランスを強調して発行部数の増大に力を向けた。若いころ、政論新聞で苦しんでいた体験から生まれた、彼独特の「新聞経営哲学」だったのだろう。

注

(1) 『自由党史』（岩波文庫）下・七四ページ

(2) 『稿本本山彦一翁伝』（一九二九年・大阪毎日新聞社）七五ページ